

共 1 2 建設副産物対策

初版 平成 22 年 7 月

改定 平成 25 年 4 月

改定 平成 28 年 3 月

改定 平成 31 年 3 月

改定 令和 2 年 3 月

改定 令和 3 年 12 月

改定 令和 4 年 10 月

1 建設副産物対策の概要

(1) リサイクルの推進

社会資本の整備及び更新などに伴い発生する*建設資材廃棄物は排出量が多く、本県の産業廃棄物及びその最終処分量に占める割合も高い。

平成26年度長野県産業廃棄物実態調査結果では、県内で排出された産業廃棄物434万1,000t年のうち、建設業は約23%（100万9,000t）を占め、電気・水道業、製造業に次ぐ3番目の量を排出している。

*建設副産物の適正処理及び再生資源の活用に係る関係法令などに基づき、建設資材廃棄物の排出抑制や再資源化及び*再生建設資材などの利用を促進することが必要であり、県では、平成14年5月に「長野県建設リサイクル推進指針」を公表し、再資源化などの促進に取り組んでいる。

(2) 施策の展開

ア 建設資材廃棄物の排出抑制

建設工事の計画・設計段階から施設の耐久性向上を図るとともに、維持管理・修繕を容易にするなど、長期的使用に資する設計に努めるとともに、端材発生が抑制される製品開発や利用、並びに建設資材の再使用などの取組に、関係者が適切な役割分担の下で、連携しつつ積極的に参加することとしている。

イ 建設資材廃棄物の再資源化等の促進

県発注建設工事においては、コンクリート塊など建設工事で発生するがれき類について、破碎・選別などによって再生砕石、再生加熱アスファルト混合物などとして再資源化することとしている。このため*特定建設資材の分別解体と、再資源化施設への搬入を徹底している。

ウ 再生建設資材等の利用促進

県では、再資源化により得られた再生建設資材利用を促進するため、関係者連携の下で、特定建設資材廃棄物を用いた再生資材に係る需要の創出及び拡大に必要な調査、情報提供、並びに普及啓発に積極的に取り組んでいる。なお、再生資材の利用にあたっては、必要な品質を確保すること並びに環境に対する安全性及び自然環境の保全に配慮することとしている。

また、再生資源を積極的に活用したリサイクル製品（資材）を使用するモデル工事を実施するなど、建設資材のリサイクルにより得られた再生建設資材の率先利用に努めている。

表 用語の解説

用語	解説
建設資材廃棄物	建設工事に使用する資材が廃棄物となったもの。
建設副産物	建設工事に伴い副次的に得られたすべての物品であり、その種類としては、「工事現場外に搬出される建設発生土」、「コンクリート塊」、「アスファルト・コンクリート塊」、「建設発生木材」、「建設汚泥」、「紙くず」、「金属くず」、「ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶器くず」又はこれらのものが混合した「建設混合廃棄物」などがある。
再生建設資材	建設工事に使用する資材として利用することができる状態に建設廃棄物が再資源化されたもの
特定建設資材	建設資材のうち、政令で定められた、以下の資材 ①コンクリート ②コンクリート及び鉄から成る建設資材 ③木材 ④アスファルト

図 建設リサイクルの概念

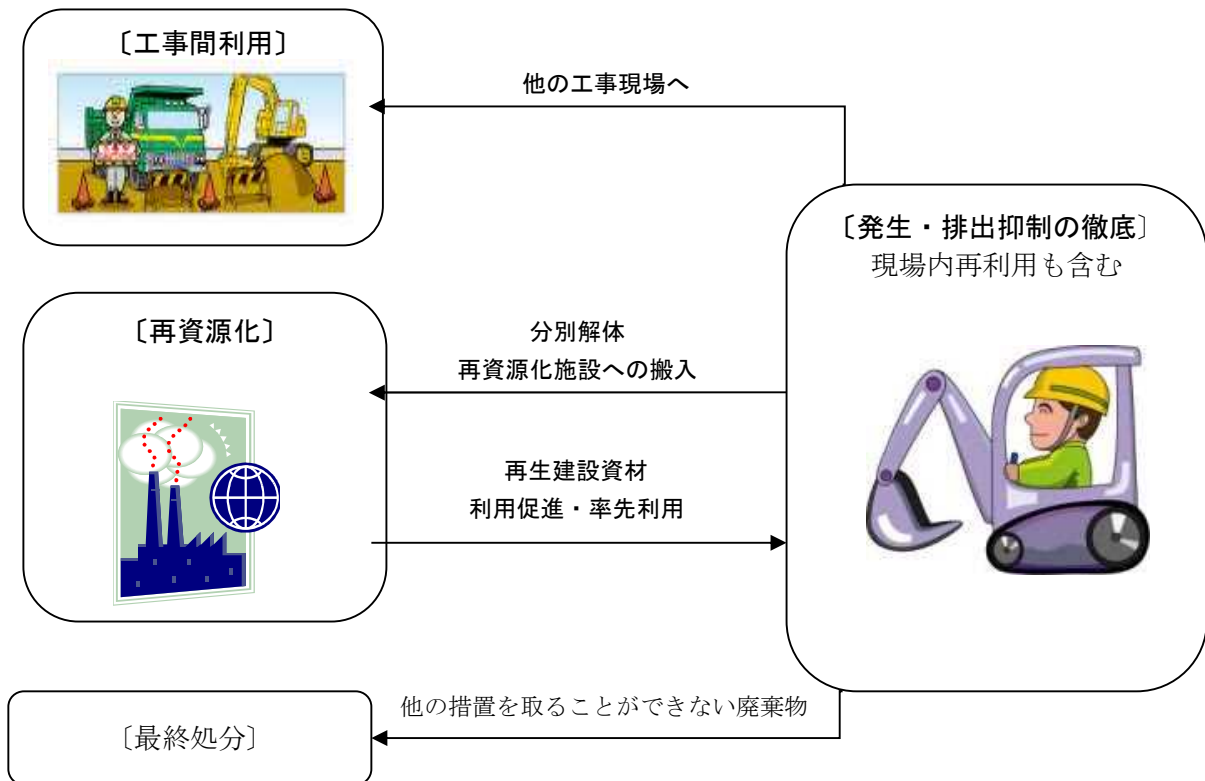
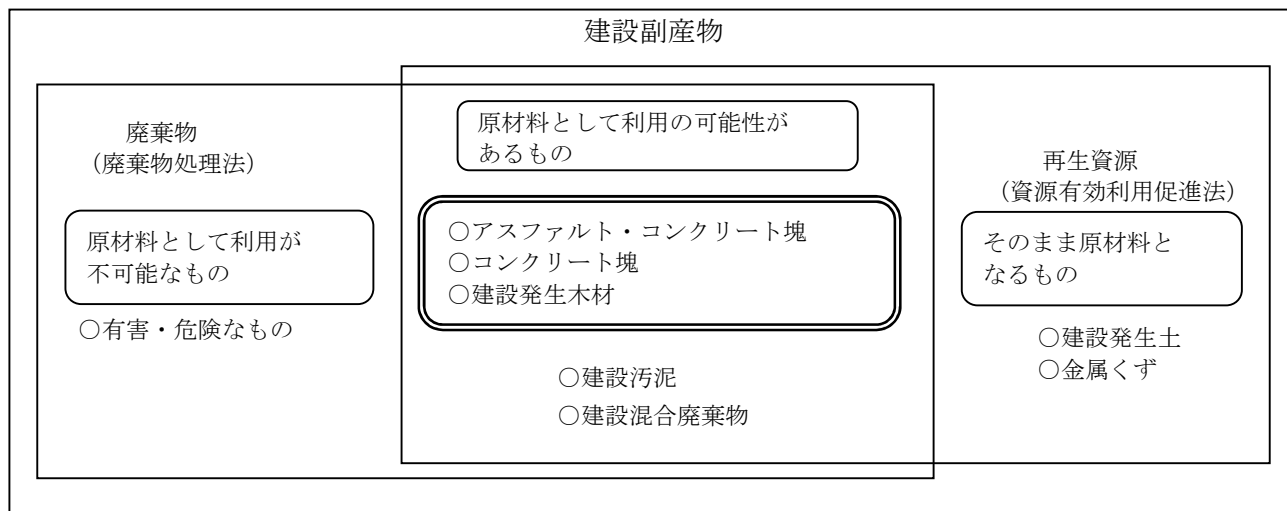


図 建設副産物と再生資源、廃棄物との関係



 = 建設リサイクル法により、リサイクル等が義務付けられたもの



2 建設副産物関係法令

- (1) 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」
平成12年5月31日公布→平成23年5月30日最終改正
- (2) 「資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法）」
平成3年10月25日施行、平成14年2月8日最終改正
- (3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）（改正）」
平成24年8月1日最終改正

(1) 建設リサイクル法

この法律は、特定の建設資材について、その分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講じるとともに、解体工事業者について登録制度を実施することなどにより、資源の有効利用の確保と廃棄物の適正処理を図り、もって生活環境の保全と国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。（法第1条）

長野県が発注する土木工事では「公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領（土木）（平成14年6月25日制定）」に基づき分別解体等・再資源化等及び再生資源活用を行うこととしている。（共12-14参照）

ア 分別解体等及び再資源化等の義務付け

一定規模以上の建設工事（以下「対象建設工事」）について、受注者に分別解体等及び再資源化等を義務づけている。

(ア) 分別解体等の実施義務

対象建設工事の受注者等は、特定建設資材を分別解体等により現場で分別することが義務付けられている（第9条第1項）。

「分別解体等」とは、土木工事については「当該工事に伴い副次的に生じる建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を施工する行為」をいう。（第2条第3項）

分別解体等の義務付け対象者は、対象建設工事の受注者（又は自主施行者）である。本法の受注者は、「当該対象建設工事の全部又は一部について下請契約が締結されている場合における各下請負人を含む」（第9条第1項）とされている。

(イ) 再資源化等の実施義務

対象建設工事の受注者は、分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物について、再資源化をすることが義務づけられている（第16条第1項）。

「再資源化」とは、次の①、②の行為であって、分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物の運搬又は処分（再生することを含む。）に該当するものをいう（第2条第4項）

① 分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物について、資材又は原材料として利用すること（建設資材廃棄物をそのまま用いることを除く）ができる状態にする行為

② 分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物であって燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて、熱を得ることに利用することができる状態にする行為

ただし、木材が廃棄物となったもの（政令第4条）については、工事現場から一定の距離内に再資源化施設がないなど再資源化が経済性の面で制約がある場合には、適切に償却することなどにより「縮減」を行えば足りることとしている（第16条第1項ただし書）。

イ 発注者の責務

発注者は、その注文する建設工事について、分別解体と及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の適正な負担、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材の使用等により、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進に努めなければならない。(法第6条)

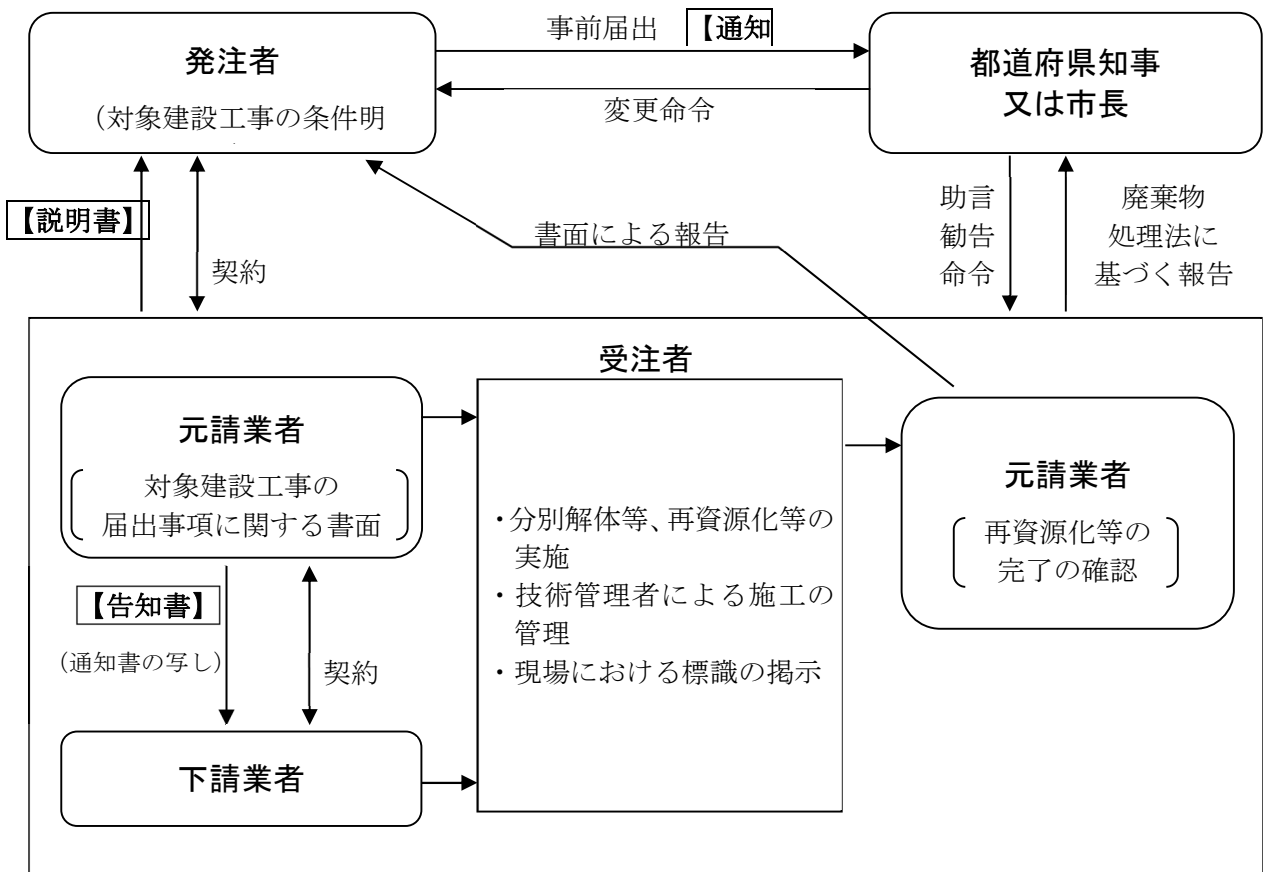
ウ 分別解体等及び再資源化等の実施の流れ

本法では、次の手続きを踏むことにより、建設廃棄物のリサイクルが適正に推進される仕組みとなっている。(図-1) これらの手続きについて長野県が発注する建設工事では、「公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領(土木)」に基づき実施するものとしている。

○ 建設リサイクル法に係る手続き

- ① 元請業者から発注者への説明 (法第12条第1項)
- ② 発注者から都道府県知事への工事の届出 (法第10条第1項)
- ③ 元請業者から下請業者への告知 (法第12条第2項)
- ④ 分別解体等及び再資源化等の実施
- ⑤ 元請業者から発注者への報告 (法第18条第1項)

建設部発注工事における分別解体等及び再資源化等の実施の流れ(図-1)



エ 分別解体等及び再資源化等の実施を確保するための措置

本法においては、分別解体等及び再資源化等の適正な実施を確保するため、イの措置のほか、解体工事業者の登録制度の創設等の措置を講じている。

(7) 解体工事業者の登録制度 (法第 21 条、22 条、24 条)

軽微な解体工事のみを請け負うことを営業とし、建設業の許可が不要な小規模の解体工事業者についても都道府県知事の登録に係らしめ、全ての解体工事業者に最低限必要となる資質・技術力を確保していくこととしている。

登録において最低限必要な事項は「一定の資格等を有する技術管理者の選任」「本法に違反して罰金以上の刑に処せられ未だ執行を終えていないなどの欠格要件への非該当」などである。

(イ) 対象建設工事の契約書面への解体工事費等の明記 (法第 13 条)

対象建設工事の契約書面においては、建設業法第 19 条に基づき記載することが義務付けられているもののほか、分別解体等の方法、解体工事に要する費用等を記載しなければならないこととしている。

(2) リサイクル法

資源の有効な利用の確保を図り廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため必要な措置を講ずることにより、国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。(法第 1 条)

ア 特定再利用業種と指定副産物

本法第 2 条ではリサイクルに関する業種について以下のように定義している。

「**特定再利用業種**」再生資源又は再生部品を利用することが技術的及び経済的に可能であり、かつ、これらを利用することが当該再生資源又は再生部品の有効な利用を図るうえで特に必要なものとして政令で定める再生資源又は再生部品の種類ごとに政令で定める業種^{※1}

※1 建設業は、「資源の有効な利用の促進に関する法律施行令」第 2 条で、下表のとおり特定再利用業種の一つとされている。

再生資源又は再生部品の種類	業種
五 土砂、コンクリートの塊又はアスファルト・コンクリートの塊	建設業

同じく法第 2 条では、特に再利用が必要な副産物について以下のように定義している。

「**指定副産物**」エネルギーの供給又は建設工事に係る副産物であって、その全部又は一部を再生資源として利用することを促進することが当該再生資源の有効な利用を図るうえで特に必要なものとして政令で定める業種ごとに政令で定めるもの^{※2}

※2 建設業に係る指定副産物について、施行令第 2 条では下表のとおりとしている。

業種	指定副産物
二 建設業	土砂、コンクリートの塊又はアスファルト・コンクリートの塊又は木材

本法では、これら特定再利用業種と指定副産物に係る資源の有効な利用を行うために事業者の判断の基準となるべき事項を主務大臣（建設業については国土交通大臣）が定めることとしている。

イ 建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（最終改正 平成13年3月29日 国土交通省令第59号）

(7) 省令の趣旨（省令第1条）

本省令は、建設業に属する事業を行う者（「建設工事事業者」）の再生資源の利用を促進するため、資源の有効な利用の促進に関する法律第15条の規定に基づき、資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成3年政令第327号）別表第2の第1欄に掲げる土砂、コンクリートの塊及びアスファルト・コンクリートの塊のうち建設工事に伴い副次的に得られたもの（「建設発生土」、「コンクリート塊」及び「アスファルト・コンクリート塊」）について、建設工事事業者の建設工事に係る事業場（「工事現場」）での利用に関する判断の基準となるべき事項を定めている。

(イ) 建設発生土の利用（省令第4条）

建設工事事業者は、建設発生土を利用する場合において、別に定める表の区分に応じ、用途において利用するものとする。（共12-30「発生土（残土）処理について」参照）

また、利用にあたって建設工事事業者は、適切な施工を行うこと、並びにあらかじめ建設発生土の発生又は利用に係る必要な情報の収集又は提供に努めるものとしている。

(ロ) コンクリート塊の利用（省令第5条）

建設工事事業者は、コンクリート塊を利用する場合において、再生骨材等として、別に定める表に掲げる区分に応じ、主に掲げる用途に利用するものとする。

長野県建設部が施工する土木工事においては、再生砕石等の利用基準を定め、工事の利用用途に要求される品質等を考慮した上で原則利用することとしている。

（共6-10「再生砕石等の利用基準」及び「再生加熱アスファルト混合物の利用基準」参照）

(ハ) アスファルト・コンクリート塊の利用（省令第6条）

建設工事事業者は、アスファルト・コンクリート塊を利用する場合において、再生骨材等及び再生加熱アスファルト混合物として、別に定める表に掲げる区分に応じ、主に掲げる用途に利用するものとする。

長野県建設部が施工する土木工事においては、再生砕石等及び再生加熱アスファルト混合物の利用基準を定め、工事の利用用途に要求される品質等を考慮した上で原則利用することとしている。

（共6-10「再生砕石等の利用基準」及び「再生加熱アスファルト混合物の利用基準」参照）

(ニ) 再生資源の発生した工事現場での利用（省令第7条）

建設工事事業者は、適切な施工方法の選択、資材置き場の確保及び施工機械（再生資源を建設資材として利用するために必要な加工を行う装置を含む。）の選定に配慮し、再生資源が発生した当該工事現場での利用に努めるものとする。

(ホ) 再生資源利用計画の作成等（省令第8条）

発注者から直接建設工事を請負った建設工事事業者は、あらかじめ再生資源利用計画を作成することとされている。

（共12-24「再生資源利用〔促進〕（計画・実施）書」参照）

ウ 建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する
判断の基準と成るべき事項を定める省令
(最終改正 平成13年3月29日 国土交通省令第60号)

(7) 省令の趣旨 (省令第1条)

本省令は、「建設工事業業者」の指定副産物に係る再生資源の利用を促進するため、資源の有効な利用の促進に関する法律第34条の規定に基づき、資源の有効な利用の促進に関する法律施行令(平成3年政令第327号)別表第7の第2欄に掲げる土砂、コンクリートの塊、アスファルト・コンクリートの塊及び木材のうち建設工事に伴い副次的に得られたもの(「建設発生土」、「コンクリート塊」、「アスファルト・コンクリート塊」及び「建設発生木材」)について、建設工事業業者の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定めている。

(イ) 建設発生土の利用の促進 (省令第4条、第5条)

建設工事業業者は、建設発生土を工事現場から搬出する場合において、以下の情報の収集又は提供を行うことにより、他の建設工事での利用を促進するものとする。

〔収集〕当該工事現場の周辺の建設工事で必要とされる建設発生土の量、性質、時期等

〔提供〕当該工事現場から搬出する建設発生土の量、性質、時期等に関する情報

建設工事業業者は、建設発生土の利用時期の調整を行うため、必要に応じて、建設発生土を保管する場所の確保に努めるものとする。

(ウ) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び建設発生木材の利用の促進

(省令第6条)

建設工事業業者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び建設発生木材を工事現場から搬出する場合において、あらかじめ再資源化施設に関する受入れの条件を勘案し、指定副産物相互及び指定副産物と建設工事に伴い得られたその他の副産物との分別並びに指定副産物の破砕又は切断を行った上で、再資源化施設に搬出するものとする。

(エ) 再生資源利用促進計画の作成等 (省令第7条)

発注者から直接建設工事を請負った建設工事業業者は、あらかじめ再生資源利用促進計画を作成することとされている。

(共12-25「再生資源利用〔促進〕(計画・実施)書」参照)

(3) 廃棄物処理法

廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としている。(法第1条)

ア 廃棄物の処理責任

(7) 事業者^{*}の責務 (※建設工事の場合元請業者、排出事業者のこと)

- ・事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。(第1章総則 法第3条1項)
- ・事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。(第3章 法第11条1項)

(イ) 事業者の処理

- ・事業者は、自らその産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準(「産業廃棄物処理基準」)に従わなければならない。(同章 法第12条1項)
- ・事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第14条第12項に規定する産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。また、委託を行う場合は政令で定める基準に従わなければならない。(法第12条5項、6項)
- ・事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一覽の行程

における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければならない。(法第 12 条 7 項)

- ・その事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者として政令で定めるもの(「多量排出事業者」)は、環境省令で定める基準に従い、当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。また、実施状況についても報告しなければならない。(法第 12 条 9 項、10 項)

イ 産業廃棄物管理票 (マニフェスト)

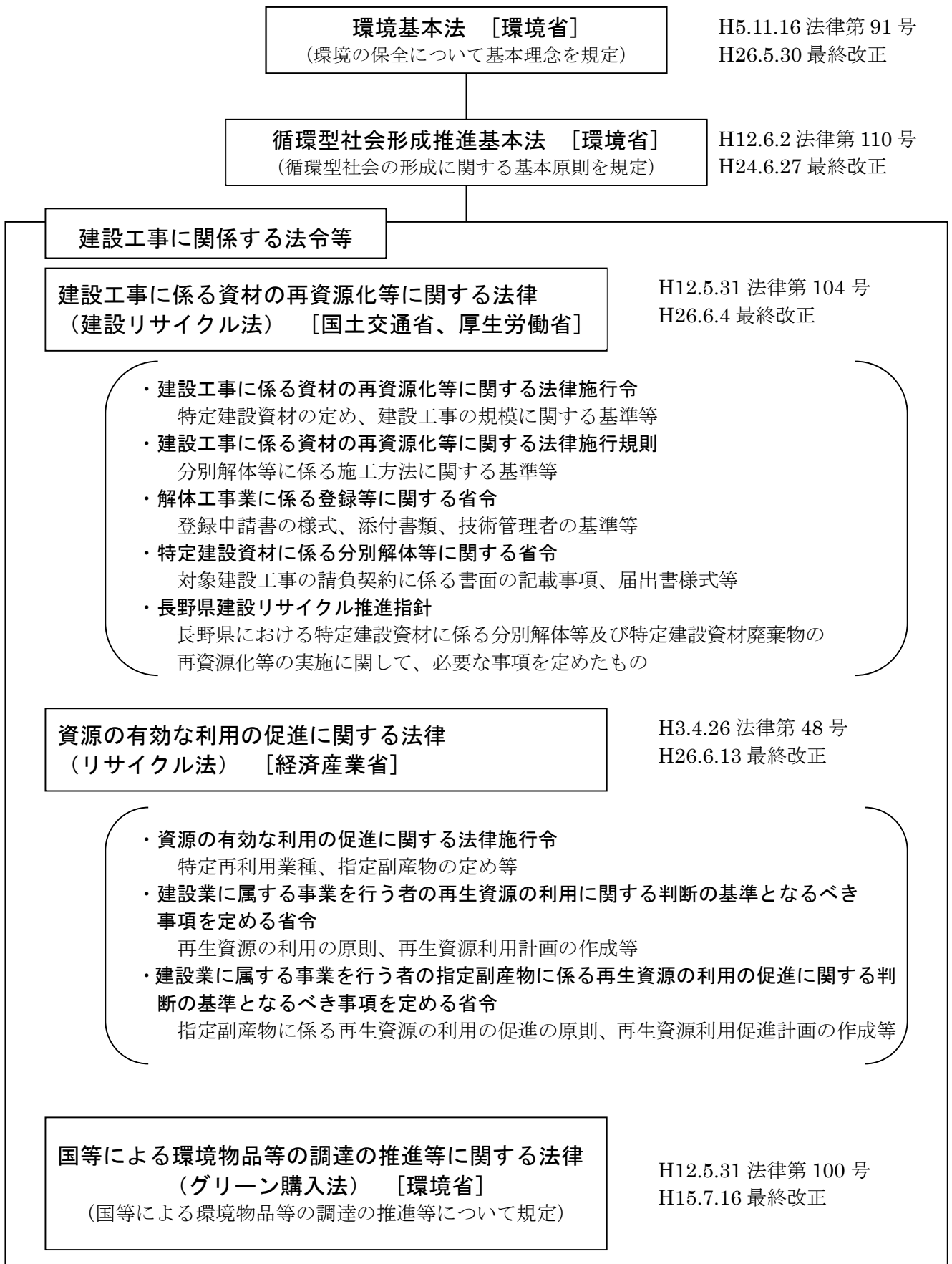
- ・その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、環境省令で定めるところにより、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しと同時に当該産業廃棄物の運搬を受託した者に対し、当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を記載した産業廃棄物管理票(「管理票」)を交付しなければならない。(法第 12 条の 3 の 1 項)
- ・管理票を交付した者は、当該管理票の写しを当該交付をした日から環境省令で定める期間保存しなければならない。(法第 12 条の 3 の 2 項)

ウ 産業廃棄物処理業

- ・産業廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその産業廃棄物を運搬する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

(第 4 節 産業廃棄物処理業 法第 14 条)

建設工事に係る廃棄物・リサイクル関連法令一覧



廃棄物の処理及び清掃に関する法律
(廃掃法、廃棄物処理法) [環境省]

S45.12.25 法律第 137 号
H26.6.13 最終改正

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令
産業廃棄物の定め、産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準、委託の基準等
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則
産業廃棄物保管基準、産業廃棄物の運搬・処分を委託できる者等
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等の施行について (通知)
(平成 23 年 2 月 4 日)
建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理責任を明確化するための措置等
- ・ 建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について (通知) (平成 23 年 3 月 30 日)
「建設廃棄物処理指針」の周知徹底
- ・ 建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理責任の元請業者への一元化について (事務連絡)
(平成 22 年 5 月 20 日)
- ・ 建設汚泥の再生利用指定制度の運用における考え方について (技術的助言)
(平成 18 年 7 月 4 日)
- ・ 石綿含有廃棄物等処理マニュアル (平成 23 年 3 月)

大気汚染防止法 [環境省]
(建築物等の解体等に伴う粉じん等の排出規制等)

S43.6.10 法律第 97 号
H26.6.18 最終改正

- ・ 大気汚染防止法施行令
特定粉じん、特定建築材料の定め
- ・ 大気汚染防止法施行規則
特定粉じん排出等作業の実施の届出、作業基準等
- ・ 石綿障害予防規則
石綿等を取り扱う業務等に係る措置

土壌汚染対策法 [環境省]
(土壌汚染の把握、人の健康に係る被害の防止等)

H14.5.29 法律第 53 号
H26.6.4 最終改正

- ・ 土壌汚染対策法施行令
特定有害物質の定め
- ・ 土壌汚染対策法施行規則
土地の形質の変更の届出対象となる土地の規模、搬出しようとする土壌の調査等
- ・ 建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル【暫定版】
の送付について (国土交通省事務連絡) (平成 22 年 3 月 26 日)

3 建設副産物対策の実務

3-1 リサイクル原則化ルール

公共建設工事における「リサイクル原則化ルール」の策定について（通知）

平成 18 年（2006 年）6 月 14 日付け 18 県活第 164 号
土木部発注機関の長、部内各チームリーダーあて
土木部長

このことについて、国土交通省大臣官房技術調査課長他から別添（写し）のとおり通知がありました。これは、従来の「公共建設工事における再生資源活用の当面の運用について」（平成 14 年 5 月 30 日、国官技第 42 号他）に建設汚泥の項目を追加したものです。

再生資源の利用及び再生資源化施設の活用については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）及び「公共建設工事における分別解体等再資源化等及び再生資源活用工事実施要領（土木）について」（平成 14 年 6 月 25 日、14 監技第 133 号）添付資料（「公共建設工事における再生資源活用の当面の運用について」）に基づき実施することとしてきましたが、今後は、「公共建設工事における再生資源活用の当面の運用について」に代え、この通知を参考にして実施してください。

公共建設工事における「リサイクル原則化ルール」の策定について

平成 18 年 6 月 12 日付け
国官技第 47 号、国官総第 130 号、国営計第 37 号、国総事第 20 号
長野県土木部長あて参考送付
大臣官房技術調査課長、大臣官房公共事業調査室長、
大臣官房官庁営繕部計画課長、総合政策局事業総括調整官
通知文略

リサイクル原則化ルール

国土交通省の発注する建設工事において、以下の運用を行うこととする。この場合、経済性にはかかわらず実施するものとする。

なお、以下の要件に該当しない建設工事においても可能な範囲で積極的に再生資源の利用および再資源化施設の活用を図ることとする。また、再資源化施設の活用には、所要の品質が安定的に確保される施設を活用することとする。

(1) 建設副産物の工事現場からの搬出

1) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊の工事現場からの搬出

建設工事に伴い発生したコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊を廃棄物として工事現場から搬出する場合は、再資源化施設へ搬出する。

2) 建設発生木材（伐木・除根材を含む）の工事現場からの搬出

建設工事に伴い発生した木材を廃棄物として工事現場から搬出する場合は、原則として再資源化施設へ搬出する。

ただし、工事現場から 50km の範囲内に再資源化施設が無い場合、または以下の①および②の条件を共に満たす場合には、再資源化に代えて縮減（焼却）を行った上で最終処分することができる。

① 工事現場から再資源化施設までその運搬に用いる車両が通行する道路が整備されていない場合

- ② 縮減をするために行う運搬に要する費用の額が再資源化施設までの運搬に要する費用の額より低い場合

3) 建設汚泥の工事現場からの搬出

建設工事に伴い発生した建設汚泥を工事現場から搬出する場合は、原則として以下の①～③のいずれかの方法をとる。

- ① 建設汚泥処理土として再生利用させるため、他の建設工事現場に搬出する（搬出元の工事現場または搬出先の工事現場にて所要の品質を満たす建設汚泥処理土への改良が可能な場合に限る）
- ② 他の建設工事にて建設汚泥処理土として再生利用させるため、再資源化施設に搬出する
- ③ 製品化させる（建設汚泥処理土以外の形で再生利用させる）ため、再資源化施設に搬出する

ただし、①、③において工事現場から 50km の範囲内に他の建設工事現場や再資源化施設が無い場合、②において再資源化施設を経由した他の建設工事現場までの運搬距離の合計が 50km を越える場合、他の建設工事との受入時期および土質等の調整が困難である場合には、縮減（脱水等）を行った上で最終処分することができる。なお、①、②においては、各地方建設副産物対策連絡協議会等で調整済みの場合は、その調整結果を優先することとする。

4) 建設発生土の工事現場からの搬出

工事現場から建設発生土が発生する場合は、原則として、50km の範囲内の他の建設工事現場へ搬出する。なお、各地方建設副産物対策連絡協議会等で調整済みの場合は、その調整結果を優先することとする。また、他の建設工事との受入時期および土質等の調整が困難である場合は、別の処分場に搬出することを妨げない。

(2) 再生資源の利用

1) 再生骨材等の利用

工事現場から 40km の範囲内に再生骨材等を製造する再資源化施設がある場合、工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで、原則として、再生骨材等を利用する。

2) 再生加熱アスファルト混合物の利用

工事現場から 40km および運搬時間 1.5 時間の範囲内に再生加熱アスファルト混合物を製造する再資源化施設がある場合、工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで、原則として、再生加熱アスファルト混合物を利用する。

3) 建設発生土および建設汚泥処理土の利用

工事現場から 50km の範囲内に建設発生土または建設汚泥（建設汚泥が発生する工事現場または当該工事現場において所要の品質を満たす建設汚泥処理土への改良が可能な場合）を搬出する他の建設工事もしくは建設汚泥処理土を製造する再資源化施設がある場合、受入時期、土質等を考慮したうえで、原則として、建設発生土もしくは建設汚泥処理土を利用する。なお、各地方建設副産物対策連絡協議会等で調整済みの場合はその調整結果を優先することとする。

3-2 公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領

(土木)

長野県

当初制定 平成14年6月25日

改正 平成21年3月19日

改正 平成24年12月6日

最終改正 令和元年11月20日

長野県が発注する「公共建設工事の分別解体等・再資源化等及び再生資源活用の対象となる建設工事」は、下記の要領に基づき実施するものとする。

(1) 建設リサイクル法の対象工事

1. 土木工事においては、請負代金額が500万円以上で、特定建設資材を用いた土木工作物等に係る解体工事、または、その施工に特定建設資材を使用する新築工事等の場合に、分別解体等及び再資源化等の実施が義務付けとなる。
2. 特定建設資材とは、次に掲げる建設資材をいう。
 - ①コンクリート
 - ②コンクリート及び鉄から成る建設資材
 - ③木材
 - ④アスファルト・コンクリート

(2) 分別解体等及び再資源化等の実施要領

1. 設計図書等における条件明示の方法
 - イ、入札時、変更契約時には別紙1「施工条件明示事項」に記載し、条件明示するものとする。
 - ロ、「施工条件明示事項」は、建設リサイクル法の適用に係わらず、全工事に適用する。
 - ハ、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、発注者と受注者が協議するものとする。
2. 積算上の取扱い
 - イ、再生資材の単価は、県設定単価を計上する。ただし、設定単価のない地区は見積単価により決定するものとする。
 - ロ、再資源化施設の受入れ費用（処理費）は、県設定単価を計上する。
ただし、処理施設設定単価のない施設は、見積単価により決定するものとする。
 - ハ、分別解体等に要する費用及び建設資材廃棄物、建設発生土等を他の建設工事現場及び再資源化施設等へ搬出、あるいは建設工事現場への搬入に必要な費用（積込み及び運搬費用）を積算基準書に基づき計上する。
3. 事前説明
発注者は、建設リサイクル法 第12条第1項の規定による対象建設工事の届出に係る事項について、受注しようとする者から契約前に事前説明を受けることとする。
説明書様式は、「参考様式2（法第12条第1項の規定による説明用）説明書 参照」

4. 建設工事請負契約

契約にあたっては、分別解体等及び再資源化等について認識を共有するため、建設業方で定める以外の下記の項目について書面に記載しなければならない。

- ・ 分別解体等の方法
- ・ 解体工事に要する費用
- ・ 再資源化等をするための施設の名称及び所在地（特定建設資材廃棄物のみ）
- ・ 再資源化等に要する費用（特定建設資材廃棄物のみ）

5. 都道府県知事への事前届出（通知書）

イ、発注者は、特定建設資材を用いた解体工事等、または、新築工事等で請負代金額500万円以上の工事においては、工事（本体工事（新築・解体等）及び仮設工事、またはそれらの一部をいう。）着手前に、事前届出（通知書）を提出しなければならない。

ロ、提出先は、都道府県知事（窓口：建設事務所建築課又は整備・建築課）とする。

ただし、工事実施個所が、長野市・松本市・上田市の場合は各市長（市役所）に通知書を提出する。

通知書様式は「別紙2 通知書 参照」

ハ、発注者は、提出した通知書の写しを受注者に送付する。

ニ、受注者は、下請がある場合は下請業者に対し都道府県知事等への写しを添付し告知する。

告知書様式は、「別紙3 告知書 参照」

6. 施工計画書における取り扱い

イ、発注者は、「建設リサイクル法対象工事」の工事受注者には、施工計画書提出時に下請がある場合は、告知書の写しを添付させるものとする。

ロ、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画については、施工計画書に含めて提出させること。また、その実績について提出させること。提出が必要な工事は、別表に定めるとおりとする。

7. 完了時

イ、発注者は、「建設リサイクル法対象工事」の工事受注者に、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、書面にて必要事項を報告させるとともに報告書を発注者にて保管する。

再資源化等報告様式は、「別紙5 再資源化等報告様式 参照」

8. 再生資材の管理

イ、再生資材を使用する場合は、適正な品質確保について十分注意を払うよう指導する。

適正な品質が確保されないような場合は、新材、購入土の使用を検討し、設計変更により対応することとする。

9. 実施要領の適用

この実施要領は、令和元年11月20日から適用するものとする。

別表

再生資源利用計画書（実施書）	再生資源利用促進計画書（実施書）
<p>次のいずれか 1 つでも満たす建設資材を搬入する工事</p> <p>1 土砂・・・・・・・・・・1,000m³以上</p> <p>2 砕石・・・・・・・・・・ 500t 以上</p> <p>3 加熱アスファルト混合物・・ 200t 以上</p>	<p>次のいずれか 1 つでも満たす指定副産物を搬出する工事</p> <p>1 土砂・・・・・・・・・・ 1,000m³以上</p> <p>2 コンクリート塊 アスファルト・コンクリート塊 建設発生木材</p> <p>} 合計 200t 以上</p>

特定建設資材の範囲は、以下のとおりとする。

分類	例示
特定建設資材であるもの	木材（繊維板等を含む）、コンクリート、アスファルト・コンクリート等
特定建設資材ではないもの	モルタル、アスファルト・ルーフィング等

（具体例）

資材名	規格	判定	特定建設資材
PC版	JIS A 5372	○	コンクリート及び鉄から成る建設資材
無筋コンクリート、有筋コンクリート		○	コンクリート
コンクリートブロック	JIS A 5406	○	コンクリート
コンクリート平板・U字溝等二次製品		○	コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材
コンクリート製インターロッキングブロック		○	コンクリート
間知ブロック		○	コンクリート
テラゾブロック	JIS A 5411	○	コンクリート
軽量コンクリート		○	コンクリート
セメント瓦	JIS A 5401	×	
モルタル		×	
ALC版	JIS A 5416	×	
窯業系サイディング（押し出し形成版）	JIS A 5422	×	
普通れんが	JIS R 1250	×	
繊維強化セメント板（スレート）	JIS A 5430	×	
粘土瓦	JIS A 5208	×	
タイル		×	
改質アスファルト舗装		○	アスファルト・コンクリート
アスファルト・ルーフィング		×	
木材		○	木材
合板	JAS	○	木材
パーティクルボード	JIS A 5908	○	木材
集成材（構造用集成材）	JAS	○	木材
繊維板（インシュレーションボード）	JIS A 5905	○	木材
繊維板（MDF）	JIS A 5905	○	木材
繊維板（ハードボード）	JIS A 5905	○	木材
木質系セメント板（木毛・木片）	JIS A 5404	×	
竹		×	
樹脂混入木質材（ハウスメーカー製品）		×	

○：特定建設資材

×：特定建設資材ではないもの

(別紙2)

記載例

通 知 書

令和 元 年 〇月 〇日

長野市長 様

(工事発注者) 発注者職氏名 : 長野建設事務所長 □□□

住 所 : 長野県長野市南畏野南県町 686-1

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 11 条の規定により、下記のとおり通知します。

記

連絡先	所属名	長野建設事務所 整備課 整備係		
	担当者職・氏名	主査 △△ △△		
	電話番号	〇〇〇-〇〇〇〇		
工事の内容	工事の名称	令和元年度 県単河川改修工事		
	工事の場所	(一) 犀川 長野市 □□		
	工事の概要	工事の種類 <input type="checkbox"/> 建築物に係る解体工事 <input type="checkbox"/> 建築物に係る新築又は増築の工事 <input type="checkbox"/> 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの <input checked="" type="checkbox"/> 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 (排水機場工) 注 1 工事の規模 建築物に係る解体工事 用途____、階数____、工事対象床面積____㎡ 建築物に係る新築又は増築の工事 用途____、階数____、工事対象床面積____㎡ 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの 用途____、階数____、請負代金____万円 (税込) 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 請負代金 15703 万円 (税込)		
	工期	令和 元年 10 月 22 日～令和 2 年 8 月 17 日 (着手予定日：令和 元年 11 月 10 日)		
受注者	会社名	株式会社〇〇		主任技術者、監理技術者又は技術管理者
	所在地	長野市大字△△		氏名： □□ □□ 番号： 12345678
	業者登録	建設業 番号：特・30第■■■号 年月日：H31年 1月30日	解体工事業 番号： 年月日：	
	電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (内線)		FAX 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

※ 受付番号

注 1) 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等の場合は工事の具体的な種類を記入する。
(例：舗装、築堤、土地改良等)

告 知 書

記載例

令和 元 年 ○月 ○日

(下請負人)

株式会社 △△ 様

氏名 (法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名) 株式会社○○代表取締役 □□ □□

(郵便番号 381 - 0011) 電話番号 ○○○-○○○-○○○○

住所 長野市大字△△

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 12 条第 2 項の規定により、対象建設工事の届出に係る事項について告知します。

記

1. 添付資料

①通知書 (必要事項を記載したもの)

②別表 (別表 1～3 のいずれかに必要事項を記載したもの)

□別表 1 (建築物に係る解体工事)

□別表 2 (建築物に係る新築工事等 (新築・増築・修繕・模様替))

■別表 3 (建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 (土木工事等))

③その他の添付資料 (添付する場合)

■設計図又は写真

■工程表

[注] 本様式は下請負人に対して告知することにあたり、書面で行う場合の標準様式を参考として示すものである。

(参考様式2) (法第12条第1項の規定による説明用)

説明書

記載例

令和 元 年 ○月 ○日

(発注者)

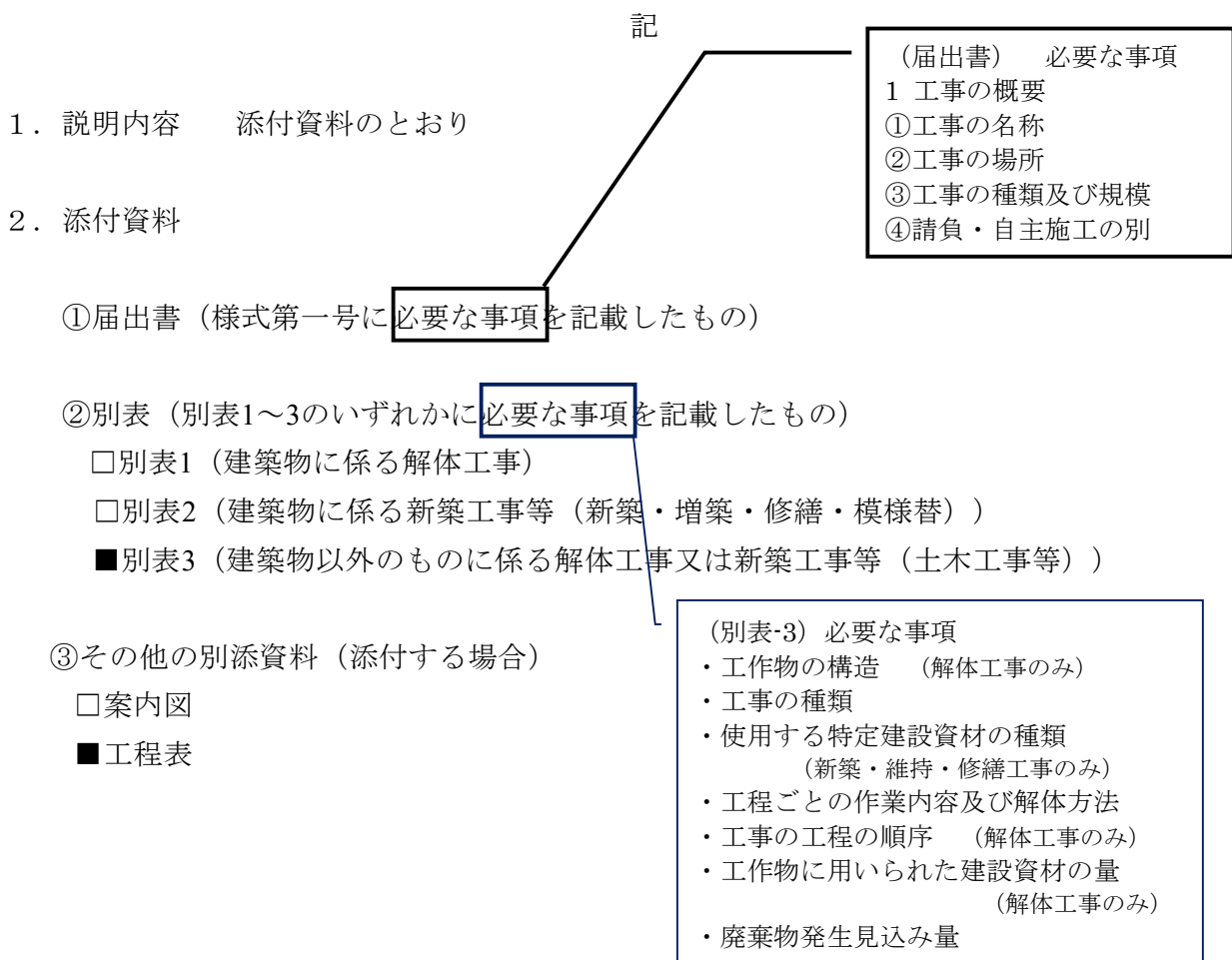
長野県長野建設事務所 様

氏名 (法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名) 株式会社○○ 代表取締役□□

(郵便番号 381 - 0011) 電話番号 026-○○○-○○○○

住所 長野市大字△△

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項の規定により、対象建設工事の届出に係る事項について下記のとおり説明します。



記載例		建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)	
分別解体等の計画等			
工作物の構造 (解体工事のみ)	<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他()		
工事の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 新築工事 <input type="checkbox"/> 維持・修繕工事 <input type="checkbox"/> 解体工事 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電話 <input checked="" type="checkbox"/> その他(排水機場)		
使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ)	<input checked="" type="checkbox"/> コンクリート <input checked="" type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input checked="" type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input type="checkbox"/> 木材		
工作物に関する調査の結果	工作物の状況	築年数____年 その他()	
	周辺状況	周辺にある施設 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他() 敷地境界との最短距離 約____m その他()	
工作物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	工作物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容
	作業場所	作業場所 <input type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分 その他()	
	搬出経路	障害物 <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約____m 通学路 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他()	
	特定建設資材への付着物 (解体・維持・修繕工事のみ)	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無	
	その他		
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)
	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序 (解体工事のみ)	<input type="checkbox"/> 上の工程における⑤→④→③の順序 <input type="checkbox"/> その他() その他の場合の理由()		
工作物に用いられた建設資材の量 の見込み(解体工事のみ)	トン		
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み(全工事)並びに特定建設資材が使用される工作物の部分(新築・維持・修繕工事のみ)及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分(維持・修繕・解体工事のみ)	種類	量の見込み
		<input checked="" type="checkbox"/> コンクリート塊	115.6トン
		<input checked="" type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	16.3トン
		<input type="checkbox"/> 建設発生木材	トン
(注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他			
備考			

記載例

再資源化等報告書

令和 2 年 ○月 ○日

(発注者)

_____長野県長野建設事務所 様

氏名 (法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名) 株式会社○○ 代表取締役□□

(郵便番号 381 - 0011) 電話番号 ○○○-○○○-○○○○

住所 長野市大字△△

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 18 条第 1 項の規定により、下記のとおり、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

記

1. 工事の名称 令和元年度 県単河川改修工事
2. 工事の場所 (一) 犀川 長野市 □□
3. 再資源化等が完了した年月日 令和 2 年 ○月 ○日
4. 再資源化等をした施設の名称及び所在地

(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート殻	株○○長野工場 破砕処分場	○○市△△
アスファルト殻	株○○長野工場 破砕処分場	○○市△△
建設木材		

5. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用 90 万円 (税込み)

(参考資料を添付する場合の添付資料) ※資源の有効な利用促進法に定められた一定規模以上の工事の場合など

- 再生資源利用実施書 (必要事項を記載したもの)
- 再生資源利用促進実施書 (必要事項を記載したもの)

「建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」 チェックリスト

(参考資料)

平成21年4月1日(平成27年度更新版)

番号	項目 【適用:施行令第2条1項の四】	建設リサイクル法にて義務付けられている事項		備考
		建設リサイクル法にて義務付けられている事項 【請負金額500万円以上の工事】	建設リサイクル法にて義務付けられていないが、実施する事項 【請負金額500万円未満の工事】	
1	入札時の条件明示	<input type="checkbox"/> 契約書面に解体工事に要する費用等を記載できるように条件明示する。	<input type="checkbox"/> 建設発生土、特定建設資材、産業廃棄物がある場合、条件明示する。	◎ 工事担当者
2	事前説明 〔法第12条1項〕 説明書 〔要領(2)3.〕	<input type="checkbox"/> 法第12条1項に規定する事項について受注しようとする者から契約前に説明を受ける。		☆ 工事事務係
3	建設工事請負契約書 〔法第13条1項〕 〔要領(2)4.〕	契約書に下記の事項を記載する。 <input type="checkbox"/> 分別解体の方法 <input type="checkbox"/> 解体工事に要する費用 <input type="checkbox"/> 再資源化等をする施設の名称及び所在地 <input type="checkbox"/> 再資源化等に要する費用		☆ 工事事務係
4	都道府県知事への事前届出(通知書) 通知書 〔法第11条、12条2項〕 〔要領(2)5.〕	<input type="checkbox"/> 発注者は、都道府県知事等へ通知書を提出する。 <input type="checkbox"/> 受注者は、下請がある場合は、下請業者に対し通知書の写しを添付し告知する。	告知書	◎ 工事担当者 告知書 : 交通誘導警備員及び産業廃棄物処理業者については不要
5	施工計画書における取り扱い 〔要領(2)6.〕	<input type="checkbox"/> 受注者は、下請がある場合施工計画書に告知書を添付する。 <input type="checkbox"/> 受注者は、再生資源利用〔促進〕計画を施工計画書に含め提出する。	<input type="checkbox"/> 受注者は、再生資源利用〔促進〕計画を施工計画書に含め提出する。	◎ 工事担当者
6	変更契約書 〔法第13条2項〕	<input type="checkbox"/> 請負契約の内容で3の各項に記載の事項を変更するときは、変更の内容を記載する。		☆ 工事事務係
7	完了時 〔法第18条〕 〔要領(2)7.〕	<input type="checkbox"/> 受注者は、特定建設資材廃棄物の再資源化が完了したときは、発注者に再資源化報告書にて報告する。 <input type="checkbox"/> 受注者は報告書に再生資源利用〔促進〕実施書を添付するとともに保管する。	再資源化等報告書	◎ 工事担当者

注)〔要領〕とは、「公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領(土木)」(G8-3-2共12-14参照)

3-3 再生資源利用〔促進〕（計画・実施）書

資源の有効な利用の促進に関する法律に係る省令の規定により、「発注者から直接建設工事を請負った建設工事業業者は、あらかじめ再生資源利用計画並びに再生資源利用促進計画を作成する」とされています。また、建設工事業業者は、これらの計画について、「建設工事の完成後速やかに、計画の実施状況を記録するもの」とされています。

これらの計画及び記録を総称して、便宜上「再生資源利用〔促進〕（計画・実施）書」と表記していますが、「利用」と「利用促進」の意味の違い、「計画」と「実施」それぞれの取扱い区分を理解し、作成、提出、保管等の取扱いを適切に行う必要があります。

作成が必要な工事は、「公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領」別表に定めるとおりです。

(1) 根拠省令（受注者、発注者共通）

① 建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（最終改正 平成 13 年 3 月 29 日 国土交通省令第 59 号）

第 8 条（再生資源利用計画の作成等）

発注者から直接建設工事を請負った建設工事業業者は、次の各号の一に該当する建設資材*を搬入する建設工事を施工する場合において、あらかじめ再生資源利用計画を作成するものとする。

※次の各号の一に該当する建設資材＝土砂、碎石、加熱アスファルト混合物
（数値記載省略）

2 再生資源利用計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 前項各号に掲げる建設資材ごとの利用量
- 二 前号の利用量のうち再生資源の種類ごとの利用量
- 三 前二号に掲げるもののほか再生資源の利用に関する事項

3 建設工事業業者は、建設工事の完成後速やかに、再生資源利用計画の実施状況を記録するものとする。

② 建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準と成るべき事項を定める省令

（最終改正 平成 13 年 3 月 29 日 国土交通省令第 60 号）

第 7 条（再生資源利用促進計画の作成等）

発注者から直接建設工事を請負った建設工事業業者は、次の各号の一に該当する指定副産物*を工事現場から搬出する建設工事を施工する場合において、あらかじめ再生資源利用促進計画を作成するものとする。

※次の各号の一に該当する指定副産物＝建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊又は建設発生木材（数値記載省略）

2 再生資源利用促進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 指定副産物の種類ごとの搬出量
- 二 指定副産物の種類ごとの再資源化施設又は他の工事現場等への搬出量
- 三 前二号に掲げるもののほか指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する事項

3 建設工事業者は、建設工事の完成後速やかに、再生資源利用計画の実施状況を記録するものとする。

(2) 計画書、実施書の作成と提出 (受注者、発注者共通)

ア システムを利用したデータ登録から各計画書、実施書の作成と提出について

再生資源利用計画書(実施書)、再生資源利用促進計画書(実施書)の作成が必要な工事は、「公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領」別表に定めるとおりです。

(ア) データの登録

提出データの作成にあたり、受注者は、WEB オンラインシステムの建設副産物情報交換システム(COBRIS)のCREDAS機能を利用してデータの登録等を行うことを原則とします。(平成31年4月1日以降契約する工事から)

データ入力時の留意事項については、イを参照してください。

(イ) 計画書、実施書の印刷、提出

計画、実施それぞれの段階で登録データ確認が終了したら、「各種書類の印刷」機能を利用して様式を印刷し、計画書については、施工計画書に含め監督員等に提出(長野県土木工事共通仕様書1-1-1-23建設副産物4.再生資源利用計画、5.再生資源利用促進計画)、実施書については、工事しゅん工後速やかに監督員等に提出しなければなりません。(長野県土木工事共通仕様書1-1-1-23建設副産物6.実施書の提出)

(ウ) 入力内容の確認、データの提出

監督員等は、提出された様式により、入力内容が適正か確認し、必要があれば受注者に入力データの修正等を求めます。

受発注者双方で、実施書までデータ入力が適正に完了していると確認できたら、受注者はCOBRISの「各種書類の印刷」機能を利用して様式を印刷し監督員等に提出します。COBRISで計画書及び実施書を作成した場合は、データの提出は不要です。

提出されたデータは、建設副産物の発生量、再生資材・リサイクル製品等の利用状況など、建設副産物の実態分析に係る基礎データとして使用し、長野県の建設副産物に関する施策に活用されることとなります。

建設副産物情報交換システム(COBRIS)の特徴

- ① 公共工事等で発生した建設副産物及び、利用した再生資材の量等をインターネット上で登録・検索
- ② 資源利用促進法の再生資源利用〔促進〕計画書(実施書)等の書類作成
- ③ 建設副産物を受入可能な中間処理施設及び、最終処分場をインターネット上で登録・検索
- ◇ 利用には、登録とシステム利用料金が必要です(技術管理費に率計上)。

(参考 HP) <http://www.recycle.jacic.or.jp/index.html>

イ データ入力にあたっての留意事項

データ入力にあたっては、以下の事項に留意してください。

(ア) 入力に必要なデータ

① 利用計画関係＝建設資材利用

利用計画作成にあたっては、新材を含む建設資材全体の利用用途と利用量、そのうち、再生資材の供給元、施工条件、利用量が必要です。

建設資材

コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物、土砂、碎石、塩化ビニル管・継手、石膏ボード、その他（利用量の多い上位2品目の再生資材等）
下線：省令及び長野県土木工事共通仕様書に記載の資材。他は再生資源の利用に関する事項として把握する。

再生資材の使用量は、再生材の含有率を考慮しない数量を入力して下さい。

② 促進計画関係＝建設副産物発生・搬出

促進計画作成にあたっては、建設副産物の発生量と再生資源利用促進量に係る 処分の区分に関する情報が必要です。

建設副産物

【特定建設資材廃棄物】
コンクリート塊、建設発生木材 A、アスファルト・コンクリート塊
【建設発生廃棄物】
その他がれき類、建設汚泥、金属くず、廃塩化ビニル管・継手、廃プラスチック、廃石膏ボード、紙くず、アスベスト、建設発生木材 B、その他の廃棄物、
混合廃棄物
【建設発生土】
建設発生土、浚渫土、浚渫土以外の泥土
下線：省令又は長野県土木工事共通仕様書に記載の副産物。他は再生資源の利用の促進に関する事項として把握する。

発生量は、現場内利用量、減量化量、現場外搬出量の合計値で、これら3つの量それぞれを把握しておく必要があります。（現場内利用量は、特定建設資材廃棄物、建設廃棄物のうち建設発生木材、建設汚泥、及び建設発生土のみ必要。減量化量は、建設汚泥のみ必要。）

現場外搬出量の入力にあたっては、搬出先の場所、運搬距離、搬出先の種類（売却、他の工事、プラントなど）を把握する必要があります。再生資源利用促進量は、現場外搬出量のうち、以下の搬出先へ運んだ量です。搬出先を把握する必要があります。（搬出区分のみ入力、量の再入力不要）

搬出先の種類のうち、再生資源利用にあたるもの

売却、他工事、広域認定制度による処理、単純焼却以外の中間処理施設

(イ) 問い合わせ先等

(一財) 日本建設情報総合センター (JACIC) ホームページ

<http://www.recycle.jacic.or.jp/>

記入例 再生資源利用計画書(実施書) -建設資材搬入工事用-

1. 工事概要
加盟団体名 81000. 各県建設業協会
請負会社名 ○○建設株式会社
建設業許可 20:長野県知事 1.一般○○○号

請負金額は万円単位
TEL ○○○○-○○○○-○○○○
FAX ○○○○-○○○○-○○○○

記入年月日 平成○○年○○月○○日
建築面積 m²
延床面積 m²

建築・解体工事のみ記入
階数(地上) 階
階数(地下) 階
便所 便所

2. 建設資材利用計画
左記のうち、再生資材の利用状況(再生資材を利用した場合に記入して下さい)
再生資材の供給元種類 再生資材の供給元場所 住所

Table with columns: 分類, 小分類, 主な利用用途, 規格, 利用量(A), 再生資材の供給元種類, 再生資材の供給元場所, 住所, 再生資材の名称, 再生資材の名称, 再生資材利用量(B), 再生資源率(%)

再生資材利用量(B)の記入方法
再生資材の名称(小分類)は自動で表示
再生資材の名称(小分類)は自動で表示
再生資材の名称(小分類)は自動で表示

再生資材利用量(B)の記入方法
再生資材の名称(小分類)は自動で表示
再生資材の名称(小分類)は自動で表示

(参考) 再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）関係作業フロー

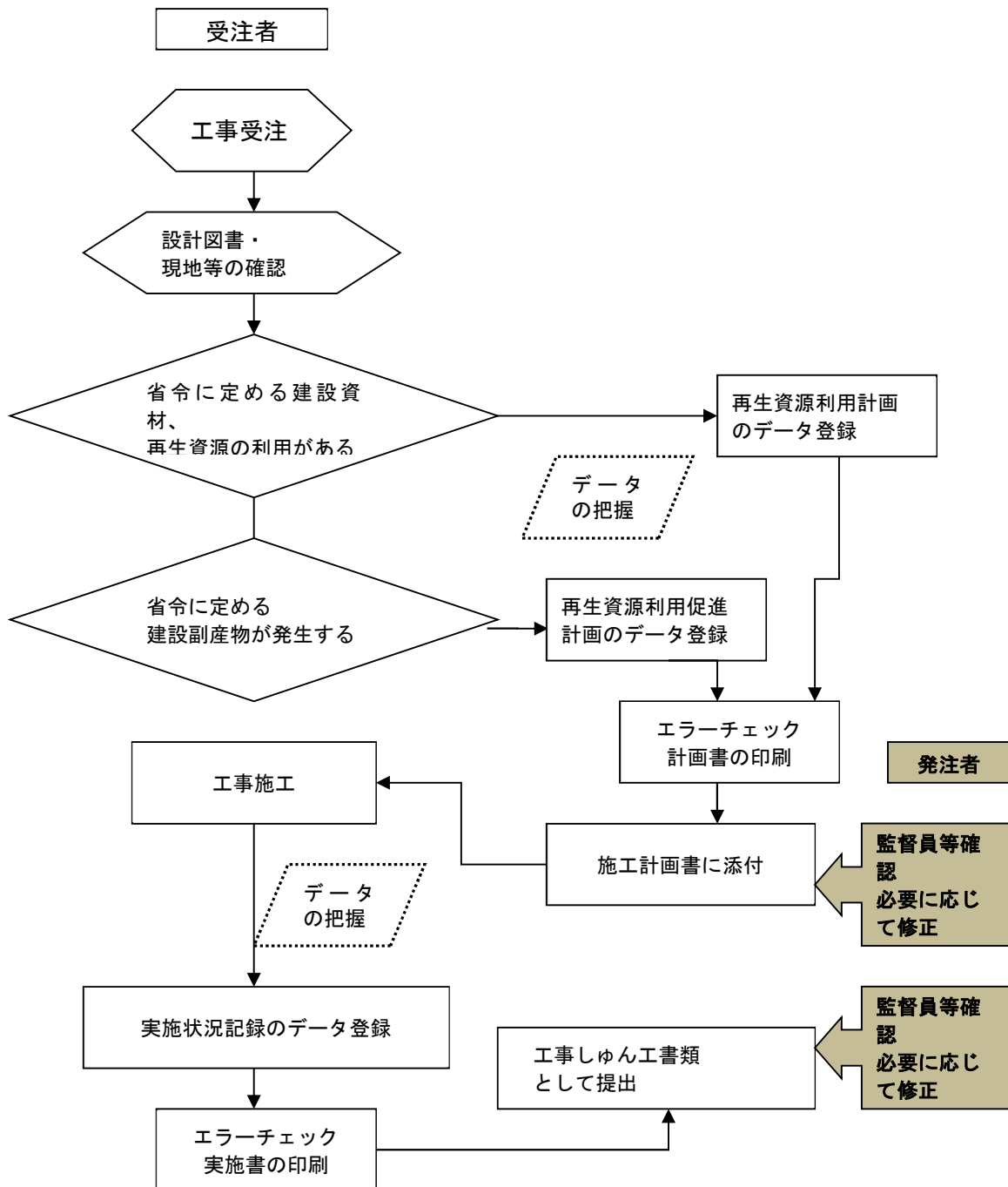
【事前準備】

COBRISへ登録 (<http://www.recycle.jacic.or.jp/>)



「COBRISシステム」ホームページ掲載の操作マニュアルを確認、習熟に努める。

【データ登録】



3-4 発生土（残土）処理

発生土（残土）処理については、「建設発生土等の有効利用に関する行動計画（平成15年10月国土交通省）」において「設計の段階から切土、盛土のバランスをとる等、建設発生土の現場内利用を進めるとともに、」「可能な限り建設発生土の工事間利用を促進する」とされた。

工事にあたっては、~~必要に応じ~~仮置場所や引渡場所（残土処理場）~~をの指定する等を原則とし~~、適切な処分のための条件明示を行う。

(1) 建設発生土の適正処理を実施する上での留意事項

- ア 設計の段階から切土、盛土のバランスをとる等、建設発生土の現場内利用を進める。
- イ 工事間利用が円滑に行われるよう工程調整を検討する。
- ウ 市町村等関係機関と連携して工事予定地、ストックヤード等を把握、利用する。

(2) 現場条件明示

指定処分が可能な工事においては原則とし、適切な現場条件明示を行うとともに、必要に応じて受発注者協議により設計変更を行う。

標準の「現場説明事項・施工条件明示事項」（例）では、建設発生土について~~残土の引渡し場所又は仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件残土の搬出先の名称、処理方法、地番等を明記した地図等を明示することとしている。~~

引渡場所・仮置場所	処分方法	運搬距離	特記事項
〇〇市△△地先	指定	〇 km	別添地図参照

※処分地を変更する場合は、発注者と協議を行うこと。

建設発生土の搬出先等

搬出先の名称	処理方法	特記事項（所在地等）
		別添地図参照（地番等明記）

※搬出先を変更する場合は、発注者と協議を行うこと。当初想定の場合は、受発注者協議等により搬出先を決定し、設計変更する。

(3) 長野県土木工事共通仕様書（建設部）記載事項

長野県土木工事共通仕様書では、共通編第3章土工（河川土工・砂防土工、道路土工）において、建設発生土に関して次のとおり規定している。

4. 適用規定

受注者は、建設発生土については、本編1-1-1-24 建設副産物の規定により適切に処理しなければならない。

5. 発生土受入れ地等

受注者は、建設発生土受入れ地及び建設廃棄物処理地の位置、及び建設発生土の内容等については、**設計図書**及び監督員等の**指示**に従わなければならない。

なお、受注者は、施工上やむを得ず指定された場所以外に建設発生土または、建設廃棄物を処分する場合には、事前に**設計図書**に関して監督員等と**協議**しなければならない。

6. 施工計画書

受注者は、建設発生土処理にあたり本編1-1-1-6施工計画書第1項の施工計画書の記載内容に加えて

設計図書に基づき以下の事項を施工計画書に記載しなければならない。

- (1) 処理方法（場所・形状等）
- (2) 排水計画
- (3) 場内維持等

7. 建設発生土受入れ地の実測

受注者は、建設発生土の受入れ地への搬入に先立ち、指定された建設発生土の受入れ地について地形を実測し、資料を監督員等に**提出**しなければならない。ただし、受注者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、監督員等の**承諾**を得なければならない。

8. 建設発生土受入れ地の条件

建設発生土受入れ地については、受注者は、建設発生土受入れ地ごとの特定条件に応じて施工しなければならない。

(4) 工事関係書類での取扱い

イ 受注者は、前項の仕様書 **6. 施工計画書**の記載にあたり、別紙1により建設発生土処理の受入れ地について協議すること。

受入れ地の一部となる搬入や、ストックヤード（民間等）、有償の受入れ地等についても協議すること。

ロ 受注者は、前項の仕様書 **7. 建設発生土受入れ地の実測**の規定に基づく地形を実測した資料として当該受け入れ地での実測に基づく搬入前後の平面図、横断図（又は縦断図）を整備し、提出するとともに、地形から計算できる搬入後の土量を計算した資料を提出する。また、本資料について確認のできる写真を添付する。

6に係る協議内容【受入れ地がストックヤードでない場合】

1. 処理方法	(1)場所	関係法令手続申請	関係法令の必要な手続きがされているか確認する。(別紙2を参照)
	(2)形状	1) 盛土高	原則、15m以下とする。(安定計算等により安全上支障がないと認められる場合においては、この限りではない。)
		2) 法面勾配、小段、盛土内排水 等	長野県土木事業設計基準(1)第2編第3章第2節3を参照。
		3) 安定検討を必要とする盛土	長野県土木事業設計基準(1)第2編第3章第2節3 表2-3-3「安定検討を必要とする盛土」参照。 ①【盛土自体の条件】 ・盛土材料の含水比が高く、特にせん断強度の低い場合(高含水比の火山灰土) 等 ②【外的条件】 ・盛土の基礎が軟弱地盤や地すべり地のように不安定な場合 ・地形条件によって、水の盛土内への浸透が多い場合(傾斜地盤上の盛土、谷間の盛土(溪流・谷埋型等)、腹付け盛土等) 等
		4) 擁壁が必要な場合	長野県土木事業設計基準(1)第2編第3章第5節を参照。
(3) 施工方法	盛土の滑動防止等	長野県土木工事共通仕様書(建設部)第1編第3章第3節(河川土工・砂防土工)及び第4節(道路土工)参照。	
2. 排水計画	(1) 法面処理		・法面の下部については、湧水等を確認するとともに、その影響を十分に検討し、必要に応じて、擁壁工等の構造物を検討する。 ・法面は、芝等によって処理し、裸地で残さない。この場合の勾配は、1.5割より緩い勾配で仕上げる。 ・法面の末端が流れに接触する場合には、法面は、盛土の高さにかかわらず、その溪流の計画高水位に余裕高を加えた高さまでは永久工作物で処理する。 ・上記は最終計画の場合であり、暫定計画に対しては参考とする。
	(2) 表面排水		長野県土木事業設計基準(1)第2編第3章第6節2を参照。
	(3) 地下排水工		
3. 場内維持等	(1) 安全管理		・盛土の流出防止対策等。 ・その他は、土木工事現場必携 共5 施工計画書「公衆災害の防止」「労働災害の防止」「環境対策」等を参照。
	(2) 環境対策		

6に係る協議内容【受入れ地がストックヤードの場合】

1. 処理方法	(1)場所	関係法令手続申請	関係法令の必要な手続きがされているか確認する。(別紙2を参照)									
	(2)形状	1) 盛土高	原則、高さ5m以下とする。(安定計算等により安全上支障がないと認められる場合においては、この限りではない。)									
		2) 法面勾配	法面勾配1:1.8以上とする。									
		3) 軟弱地盤等	盛土等区域の地盤に、滑りやすい土質の層がある場合又は軟弱な地盤がある場合は、当該地盤に滑り、沈下又は隆起が生じないよう配慮する。									
	(3) 施工方法	1) 盛土の滑動防止等(土地勾配)	盛土等区域の勾配は、1:10以上とする。 ただし、土砂等の崩落等による災害の発生のおそれがないものと発注者が認める場合は、この限りではない。									
		2) 保安地帯	埋立て等区域と隣接地との間に、次の表の盛土等区域の面積の区分に応じ、それぞれの幅の保安地帯を設置する。 ただし、土砂等の崩落等による災害の発生のおそれがないものと発注者が認める場合は、この限りではない。									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>盛土等区域の面積</th> <th>保安地帯の幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5ha未満</td> <td>5m以上</td> </tr> <tr> <td>5ha以上10ha未満</td> <td>10m以上</td> </tr> <tr> <td>10ha以上20ha未満</td> <td>20m以上</td> </tr> <tr> <td>20ha以上</td> <td>30m以上</td> </tr> </tbody> </table>	盛土等区域の面積	保安地帯の幅	5ha未満	5m以上	5ha以上10ha未満	10m以上	10ha以上20ha未満	20m以上	20ha以上	30m以上
盛土等区域の面積	保安地帯の幅											
5ha未満	5m以上											
5ha以上10ha未満	10m以上											
10ha以上20ha未満	20m以上											
20ha以上	30m以上											
2. 排水計画	表面排水	雨水その他の地表水を排除することができるよう排水施設を検討する。なお、排水施設は、その管渠の勾配及び断面積が、その排除すべき雨水その他の地表水を支障なく流下させることができるものとする。										
3. 場内維持等	(1)安全管理	<ul style="list-style-type: none"> 盛土の流出防止対策について確認する。 その他は、土木工事現場必携 共5 施工計画書「公衆災害の防止」「労働災害の防止」「環境対策」等を参照。 										
	(2)環境対策											

関係法令 (参考)

法令等名称	区域名等
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域
砂防法	砂防指定地
自然環境保全法	原生自然環境保全地域 自然環境保全地域内のうち、 特別地区、普通地区
自然公園法	自然公園のうち、特別保護地区
	自然公園のうち、特別地域
	自然公園のうち、普通地域
森林法	保安林
	地域森林計画対象民有林
宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域
地すべり等防止法	地すべり防止区域
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区のうち、特別保護地区
農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域のうち、農用地区域
農地法	農地
河川法	河川区域
	河川保全区域
文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地
土壌汚染対策法	掘削を伴う土地の形質変更の 面積が一定規模以上 (900m ² または 3,000m ² 以上)
都市計画法	市街化区域、市街化調整区域、非線引都 市計画区域、都市計画区域外 (「建築物の建築」、「特定工作物」の建 設以外の開発行為は対象外)

(5) 発生土利用基準

発生土を建設資材として利用する場合には、適用する基準として「発生土利用基準」が国土交通省に定められており、これを準用している。

○ 発生土利用基準について

国官技第 112 号ほか
平成 18 年 8 月 10 日
国土交通省各部、各課及び各地方整備局等宛て
大臣官房技術調査課長
大臣官房公共事業調査室長
大臣官房官庁営繕部計画課長

標記について、別紙の通りとりまとめたので、本基準に基づき発生土の適正な再生利用を図られたい。

また、「発生土利用基準について」（平成 16 年 3 月 31 日付国官技第 341 号）は廃止する。

発生土利用基準本文は下記 URL から参照できる。

⇒ http://www.mlit.go.jp/tec/kankyou/hasseido/060810ki_jyun.pdf

なお、次ページ以降参考掲載する。

発生土利用基準について

1. 目的

本基準は、建設工事に伴い副次的に発生する土砂や汚泥（以下「発生土」という。）の土質特性に応じた区分基準及び各々の区分に応じた適用用途標準等を示すことにより、発生土の適正な利用の促進を図ることを目的とする。なお、本基準については、今後の関係法令及び基準類等の改・制定や技術的な状況の変化等を踏まえ、必要に応じ、見直しを行うものとする。

2. 適用

本基準は、発生土を建設資材として利用する場合に適用する。ただし、利用の用途が限定されており、各々の利用の用途に応じた基準等が別途規定されている場合には、別途規定されている基準等によるものとする。なお、建設汚泥の再生利用については「建設汚泥処理土利用技術基準」（国官技第 50 号、国官総第 137 号、国営計第 41 号、平成 18 年 6 月 12 日）を適用するものとする。

3. 留意事項

本基準を適用し、発生土を利用するにあたっては、関係法規を遵守しなければならない。

4. 土質区分基準

(1) 土質区分基準

発生土の土質区分は、原則として、コーン指数と土質材料の工学的分類体系を指標とし、表-1 に示す土質区分基準によるものとする。なお、土質改良を行った場合には、改良後の性状で判定するものとする。

(2) 土質区分判定のための調査試験方法

土質区分判定のための指標を得る際には、表-2 に示す土質区分判定のための調査試験方法を標準とする。

5. 適用用途標準

発生土を利用する際の用途は、土質区分に基づき、表-3 に示す適用用途標準を目安とし、個々の事例に即して対応されたい。

6. 関連通達の廃止

本通達の発出に伴い、「発生土利用基準について」（国官技第 3 4 1 号、国官総第 6 6 9 号、平成 16 年 3 月 31 日）は廃止する。

表-1 土質区分基準

区分 (国土交通省令)*1)	細区分*2), 3), 4)	コーン 指数 q _c *5) (kN/m ²)	土質材料の工学的分類*6), 7)		備考*6)	
			大分類	中分類 土質 {記号}	含水比 (地山) w _n (%)	掘削 方法
第1種建設発生土。 (砂、礫及びこれらに準ずるもの)	第1種	-	礫質土	礫 {G}、砂礫 {GS}	-	*排水に考慮するが、降水、浸出地下水等により含水比が増加すると予想される場合は、1ランク下の区分とする。 *水中掘削等による場合は、2ランク下の区分とする。
	第1種改良土*8)		砂質土	砂 {S}、礫質砂 {SG}		
第2種建設発生土 (砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの)	第2a種	800 以上	人工材料	改良土 {I}	-	
	第2b種		礫質土	細粒分まじり礫 {GF}	-	
	第2種改良土		砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	-	
第3種建設発生土 (通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるもの)	第3a種	400 以上	人工材料	改良土 {I}	-	
	第3b種		砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	-	
	第3種改良土		粘性土	シルト {M}、粘土 {C}	40%程度以下	
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土 {V}	-	
第4種建設発生土 (粘性土及びこれに準ずるもの(第3種建設発生土を除く))	第4a種	200 以上	人工材料	改良土 {I}	-	
	第4b種		砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	-	
			粘性土	シルト {M}、粘土 {C}	40~80%程度	
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土 {V}	-	
	第4種改良土		有機質土	有機質土 {O}	40~80%程度	
粘土*1), *9)	粘土 a	200 未満	人工材料	改良土 {I}	-	
	粘土 b		砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	-	
			粘性土	シルト {M}、粘土 {C}	80%程度以上	
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土 {V}	-	
粘土 c	有機質土	有機質土 {O}	80%程度以上			
			高有機質土	高有機質土 {Pt}	-	

- * 1) 国土交通省令(建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 平成13年3月29日 国交令59、建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 平成13年3月29日 国交令60)においては区分として第1種~第4種建設発生土が規定されている。
- * 2) この土質区分基準は工学的判断に基づく基準であり、発生土が産業廃棄物であるか否かを定めるものではない。
- * 3) 表中の第1種~第4種改良土は、土(粘土を含む)にセメントや石灰を混合し化学的安定処理したものである。例えば第3種改良土は、第4種建設発生土または粘土を安定処理し、コーン指数400kN/m²以上の性状に改良したものである。
- * 4) 含水比低下、粒度調整などの物理的な処理や高分子系や無機材料による水分の土中への固定を主目的とした改良材による土質改良を行った場合は、改良土に分類されないため、処理後の性状に応じて改良土以外の細区分に分類する。
- * 5) 所定の方法でモールドに締め固めた試料に対し、コーンペネトロメーターで測定したコーン指数(表-2参照)。
- * 6) 計画段階(掘削前)において発生土の区分を行う必要があり、コーン指数を求めるために必要な試料を得られない場合には、土質材料の工学的分類体系((社)地盤工学会)と備考欄の含水比(地山)、掘削方法から概略の区分を選定し、掘削後所定の方法でコーン指数を測定して区分を決定する。
- * 7) 土質材料の工学的分類体系における最大粒径は75mmと定められているが、それ以上の粒径を含むものについても本基準を参照して区分し、適切に利用する。
- * 8) 砂及び礫と同等の品質が確保できているもの。
- * 9) ・港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するものは廃棄物処理法の対象となる廃棄物ではない。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について 昭和46年10月16日 環整43 厚生省通知)
・地山の掘削により生じる掘削物は土砂であり、土砂は廃棄物処理法の対象外である。(建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について 平成13年6月1日 環廃産276 環境省通知)
・建設汚泥に該当するものについては、廃棄物処理法に定められた手続きにより利用が可能となり、その場合「建設汚泥処理土利用技術基準」(国官技第50号、国官総第137号、国営計第41号、平成18年6月12日)を適用するものとする。

表-2 土質区分判定のための調査試験方法

判定指標*1)	試験方法	規格番号・基準番号
コーン指数*2)	締固めた土のコーン指数試験方法	JIS A 1228
土質材料の工学的分類	地盤材料の工学的分類方法	JGS 0051
自然含水比	土の含水比試験方法	JIS A 1203
土の粒度	土の粒度試験方法	JIS A 1204
液性限界・塑性限界	土の液性限界・塑性限界試験方法	JIS A 1205

*1) 改良土の場合は、コーン指数のみを測定する。

*2) 1層ごとの突固め回数は、25回とする。(参考表参照)

表-3 適用用途標準 (1)

適用用途		工作物の埋戻し		建築物の埋戻し ^{※1}		土木構造物の裏込め		道路用盛土			
								路床		路体	
		評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項
第1種 建設発生土 (砂礫及びこれらに準ずるもの)	第1種	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意
	第1種改良土	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意
第2種 建設発生土 (砂質土・礫質土及びこれらに準ずるもの)	第2a種	◎	最大粒径注意 細粒分含有率注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意 細粒分含有率注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意
	第2b種	◎	細粒分含有率注意	◎		◎	細粒分含有率注意	◎		◎	
	第2種改良土	◎		◎	表層利用注意	◎		◎		◎	
第3種 建設発生土 (通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの)	第3a種	○		◎	施工機械の選定注意	○		○		◎	施工機械の選定注意
	第3b種	○		◎	施工機械の選定注意	○		○		◎	施工機械の選定注意
	第3種改良土	○		◎	表層利用注意 施工機械の選定注意	○		○		◎	施工機械の選定注意
第4種 建設発生土 (粘性土及びこれらに準ずるもの)	第4a種	○		○		○		○		○	
	第4b種	△		○		△		△		○	
	第4種改良土	△		○		△		△		○	
泥土	泥土a	△		○		△		△		○	
	泥土b	△		△		△		△		△	
	泥土c	×		×		×		×		△	

【評価】

- ◎：そのまま使用が可能なもの。留意事項に使用時の注意を示した。
- ：適切な土質改良（含水比低下、粒度調整、機能付加・補強、安定処理等）を行えば使用可能なもの。
- △：評価が○のものと比較して、土質改良にコスト及び時間がより必要なもの。
- ×：良質土との混合などを行わない限り土質改良を行っても使用が不適なもの。

土質改良の定義

含水比低下：水切り、天日乾燥、水位低下掘削等を用いて、含水比の低下を図ることにより利用可能となるもの。
 粒度調整：利用場所や目的によっては細粒分あるいは粗粒分の付加やふるい選別を行うことで利用可能となるもの。
 機能付加・補強：固化材、水や軽量材等を混合することにより発生土に流動性、軽量性などの付加価値をつけることや補強材等による発生土の補強を行うことにより利用可能となるもの。
 安定処理等：セメントや石灰による化学的安定処理と高分子系や無機材料による水分の土中への固定を主目的とした改良材による土質改良を行うことにより利用可能となるもの。

【留意事項】

- 最大粒径注意：利用用途先の材料の最大粒径、または一層の仕上り厚さが規定されているもの。
- 細粒分含有率注意：利用用途先の材料の細粒分含有率の範囲が規定されているもの。
- 礫混入率注意：利用用途先の材料の礫混入率が規定されているもの。
- 粒度分布注意：液状化や土粒子の流出などの点で問題があり、利用場所や目的によっては粒度分布に注意を要するもの。
- 透水性注意：透水性が高く、難透水性が要求される部位への利用は適さないもの。
- 表層利用注意：表面への露出により植生や築造等に影響を及ぼすおそれのあるもの。
- 施工機械の選定注意：過転圧などの点で問題があり、締固め等の施工機械の接地圧に注意を要するもの。
- 淡水域利用注意：淡水域に利用する場合、水域のpHが上昇する可能性があり、注意を要するもの。

【備考】

- 本表に例示のない適用用途に発生土を使用する場合は、本表に例示された適用用途の中で類似するものを準用する。
- ※1 建築物の埋戻し：一定の強度が必要な埋戻しの場合は、工作物の埋戻しを準用する。
- ※2 水面埋立て：水面上へ土砂等が出た後については、利用目的別の留意点（地盤改良、締固め等）を別途考慮するものとする。

表-3 適用用途標準 (2)

適用用途		河川築堤				土地造成			
		高規格堤防		一般堤防		宅地造成		公園・緑地造成	
		評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項
第1種 建設発生土 〔砂、礫及びこれらに準ずるもの〕	第1種	◎	最大粒径注意 礫混入率注意 透水性注意 表層利用注意	○		◎	最大粒径注意 礫混入率注意 表層利用注意	◎	表層利用注意
	第1種 改良土	◎	最大粒径注意 礫混入率注意 透水性注意 表層利用注意	○		◎	最大粒径注意 礫混入率注意 表層利用注意	◎	表層利用注意
第2種 建設発生土 〔砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの〕	第2a種	◎	最大粒径注意 礫混入率注意 粒度分布注意 透水性注意 表層利用注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意 透水性注意	◎	最大粒径注意 礫混入率注意 表層利用注意	◎	表層利用注意
	第2b種	◎	粒度分布注意	◎	粒度分布注意	◎		◎	
	第2種 改良土	◎	表層利用注意	◎	表層利用注意	◎	表層利用注意	◎	表層利用注意
第3種 建設発生土 〔通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの〕	第3a種	◎	粒度分布注意 施工機械の選定注意	◎	粒度分布注意 施工機械の選定注意	◎	施工機械の選定注意	◎	施工機械の選定注意
	第3b種	◎	粒度分布注意 施工機械の選定注意	◎	粒度分布注意 施工機械の選定注意	◎	施工機械の選定注意	◎	施工機械の選定注意
	第3種 改良土	◎	表層利用注意 施工機械の選定注意	◎	表層利用注意 施工機械の選定注意	◎	表層利用注意 施工機械の選定注意	◎	表層利用注意 施工機械の選定注意
第4種 建設発生土 〔粘性土及びこれらに準ずるもの〕	第4a種	○		○		○		○	
	第4b種	○		○		○		○	
	第4種 改良土	○		○		○		○	
泥土	泥土 a	○		○		○		○	
	泥土 b	△		△		△		△	
	泥土 c	×		×		×		△	

表-3 適用用途標準 (3)

適用用途		鉄道盛土		空港盛土		水面埋立 ^{※2}	
		評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項
第1種 建設発生土 (砂、礫及びこれらに準ずるもの)	第1種	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	粒度分布注意 淡水域利用注意
	第1種改良土	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	淡水域利用注意
第2種 建設発生土 (砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの)	第2a種	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	
	第2b種	◎		◎		◎	粒度分布注意
	第2種改良土	◎		◎		◎	淡水域利用注意
第3種 建設発生土 (通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの)	第3a種	○		◎	施工機械の選定注意	◎	粒度分布注意
	第3b種	○		◎	施工機械の選定注意	◎	
	第3種改良土	○		◎	施工機械の選定注意	◎	淡水域利用注意
第4種 建設発生土 (粘性土及びこれらに準ずるもの)	第4a種	○		○		◎	粒度分布注意
	第4b種	△		○		◎	
	第4種改良土	△		○		◎	淡水域利用注意
粘土	粘土a	△		○		○	
	粘土b	△		△		○	
	粘土c	×		×		△	

参考表 コーン指数 (qc) の測定方法

*「締固めた土のコーン指数試験方法(JIS A 1228)」(地盤工学会編「土質試験の方法と解説 第一回改訂版」pp.266-268)をもとに作成

供試体の作製	試料	4.75mm ふるいを通過したもの。 ただし、改良土の場合は 9.5mm ふるいを通過させたものとする。
	モールド	内径 100±0.4mm 容量 1,000±12 cm ³
	ランマー	質量 2.5±0.01kg
	突固め	3層に分けて突き固める。各層ごとに 30±0.15cm の高さから 25 回突き固める。
測定	コーンペネトロメーター	底面の断面積 3.24 cm ² 、先端角度 30 度のもの。
	貫入速度	1cm/s
	方法	モールドをつけたまま、鉛直にコーンの先端を供試体上端部から 5cm、7.5cm、10cm 貫入した時の貫入抵抗力を求める。
計算	貫入抵抗力	貫入量 5cm、7.5cm、10cm に対する貫入抵抗力を平均して、平均貫入抵抗力を求める。
	コーン指数 (qc)	平均貫入抵抗力をコーン先端の底面積 3.24 cm ² で除する。

注) ただし、ランマーによる突固めが困難な場合は、泥土と判断する。

3-5 産業廃棄物処理の留意事項

受注者は、長野県土木工事共通仕様書共通編 1-1-1-23 建設副産物記載のとおり、産業廃棄物の処理に関し排出事業者として法令を遵守し、実務を行わなければならない。

廃棄物処理法では、排出事業者が自らの責任において建設廃棄物を適正に処理することと定められており、その処理を他人に委託する場合には法令に定める基準に従わなければならないことになっている。

(1) 事業者の産業廃棄物の運搬、処分等の委託の基準

排出事業者は、産業廃棄物の処理を委託する際には、廃棄物処理法第 12 条第 6 項の政令で定める委託基準を遵守しなければならない。

これは処理責任を有する事業者と受託者とが委託内容について互いに十分確認することを趣旨とするものである。

○ 委託基準は廃棄物の処理及び清掃に関する施行令 第 6 条の 2 に記載されている。

以下、建設廃棄物処理マニュアルの記載事項を参考に解説する。

- ① 排出事業者（建設工事を実施する事業者はこれに該当）が産業廃棄物の処理を他人に委託する場合には、収集運搬業者又は処分業者であって委託しようとする産業廃棄物の処理が事業の範囲に含まれる者に委託しなければならない。

受託者の事業範囲の確認が排出事業者の努力義務になっており、以下の項目について行う。

- ・ 業の区分
 - ・ 許可期限及び条件
 - ・ 産業廃棄物の種類、積替又は保管の有無（収集運搬業のみ）
 - ・ 発生地と処分地の都道府県知事等の許可（収集運搬業のみ）
 - ・ 産業廃棄物の種類・処分の方法・施設的能力（処分業のみ）
- このほか、実地調査や写真等により施設の状況を確認する。

- ② 排出事業者は、収集運搬業者、処分業者とそれぞれ書面により委託契約しなければならない。

「それぞれ書面により契約」であり、二者契約。排出時事業者、収集運搬業者、処分業者が一括で契約するいわゆる三者契約は、事業範囲の確認が十分行われていない場合や、契約内容の変更時のトラブルの要因となるなど、実務上推奨されないことから原則認められない。

- ③ 委託契約書には、以下の事項についての条項を含まなければならない。

- ・ 廃棄物の種類・数量
- ・ 処理業者の事業の範囲
- ・ 運搬の最終目的地の所在地（収集運搬の委託）
- ・ 処分又は再生の場所の所在地、その方法及び施設の処理能力
- ・ 最終処分の場所の所在地、その方法及び施設の処理能力（中間処理の委託）
- ・ 適正な処理のために必要な下記の情報の提供に関する事項
 - ✓ 当該産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項
 - ✓ 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等当該産業廃棄物の性状の変化に関する事項
 - ✓ 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項

- ✓ その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項
- ✓ 業務終了時の処理業者から排出事業者への報告に関する事項
- ✓ 委託契約を解除した場合の処理されない廃棄物の取扱いに関する事項
- ✓ 収集運搬業者と処分業者が異なる場合、それぞれ相手の氏名又は名称

- ・「それぞれ相手の氏名又は名称」については、契約書への記載では無く、排出事業者から各業者へ別途文書での通知も可能である。
- ・建設業協会等で販売されている「建設廃棄物処理委託契約書」は、「それぞれの相手の氏名又は名称」を記載できる様式となっているが、三者契約を意図するものではないことに留意する。

- ✓ 積替え・保管施設経由の有無と施設所在地、保管できる廃棄物の種類（収集運搬の委託）
 - ・安定型産業廃棄物を委託する場合、積替え・保管施設において他の廃棄物と混合することの許否等に関する事項（収集運搬で積替え・保管施設を経由する場合の委託）
 - ・委託者が受託者に支払う料金
 - ・委託契約の有効期間

これらの他、以下の条項を盛り込むことが考えられる。

- ・積替え・保管施設を経由する場合、有価物回収の有無とその種類
- ・積替え・保管施設を経由する場合、区画の設定方法
- ・支払方法
- ・契約に違反した場合の措置
- ・積替え・保管施設を経由する場合、廃棄物の手選別等の許否

なお、積替え・保管施設を経由する場合、排出事業者はこれに関連して必要となる情報の提供を収集運搬業者に求めることが望ましい。

- ④ 委託契約書及び書面は、その契約の終了の日から環境省令で定める期間保存する。

(2) 適正処理の確認（産業廃棄物管理表）

排出事業者は処理の委託に際して、廃棄物の種類ごとにマニフェスト又は電子マニフェストを使用し、委託した産業廃棄物が最終処分まで適正に処理されたことを確認しなければならない。

排出事業者は、委託基準やマニフェストについて法令上の義務を遵守することに加えて、産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるよう、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

長野県土木工事共通仕様書共通編 1-1-1-23 建設副産物の 2. マニフェストでは、「受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに監督員等に提示しなければならない。」としている。

マニフェストをしゅん工書類として提出する必要は無いが、経過が把握できるよう、所定の様式により集計して提出することとしている。

建設工事から生ずる廃棄物の適正処理については、共通仕様書に記載の法令に加え、「建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について（通知）」で環境省から通知された「建設廃棄物処理指針（<https://www.env.go.jp/hourei/add/k035.pdf>）」によることと指導されている。

